

○松山衛生事務組合職員の勤務条件に関する 措置の要求に関する規則

制 定 昭和 46 年 5 月 8 日公平委規則第 4 号

(目的)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 4 8 条の規定に基づき、職員の勤務条件に関する措置の要求および審査の判定の手続ならびに審査判定の結果執るべき措置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務条件に関する措置の要求)

第 2 条 職員は、法第 4 6 条の規定による勤務条件に関する措置の要求（以下「措置の要求」という。）を行なうことができる。

(措置の要求および資料の提出)

第 3 条 要求を行なう職員（以下「申請者」という。）は措置の要求書正副各 1 通を書類証録その他の適切な資料をそえて、公平委員会に提出しなければならない。ただし、申請者は審査の係属中においても資料を提出することを妨げない。

(措置要求書)

第 4 条 措置要求書には、次に掲げる事項を記載し、申請者が記名押印しなければならない。

ア 申請者の職名、氏名、住所、生年月日、勤務課かい

イ 要求事項

ウ 要求の事由

エ 要求事項について当局と交渉（法第 5 5 条第 4 項の不満の表明および意見の申出を含む。以下同じ。）を行なった場合には、その交渉経過の概要

2 措置要求書に記載した事項に変更を生じた場合には、申請者はすみやかにその旨を公平委員会に届け出なければならない。

(代理人)

第 4 条の 2 要求者は、必要があるときは、代理人を選任することができる。

2 要求者が、代理人を選任したときは、代理人の権限を証明する書面を添え委員会に届け出なければならない。

3 要求者が、代理人を解任したときまたは前項の書面に記載した事項に変更を生じたと

きは、委員会に書面で届け出なければならない。

(措置要求書の審査等)

第5条 公平委員会は措置要求書が提出された場合には、申請者の資格要求事項について審査し、その要求を受理すべきかどうかについて決定を行なわなければならない。

第6条 公平委員会は、適当と認めるときは、前条の決定を行なう前に関係当事者に対して要求事項について交渉を行なうようすすめることができる。

(要求の受理および却下の通知)

第7条 公平委員会は、要求を受理した場合には、その旨を申請者および任命権者に通知し却下した場合にはその旨を申請者に通知しなければならない。

(事案の審査等)

第8条 公平委員会は、事案の審査のため必要と認めるときは、申請者、任命権者、もしくはその代理人、または他の関係者から意見を徴し、またはこれらのものに対し、資料の提出を求め、もしくは出頭を求めてその陳述を聞き、その他の必要な事実調査を行なうことができる。

2 公平委員会は、適当と認めるときは、事案の審査の係属中においても、事案が適切に解決されるように、関係当事者間をあっせんすることができる。

(証人の証拠調)

第9条 公平委員会は、事案の審査のため必要と認めるときは、証人を呼び出すことができる。

2 公平委員会は、証人に対して証言を求めようとするときは、あらかじめ宣誓を行なわせ虚偽の証言を行なった場合の法律上の制裁を告げなければならない。

3 公平委員会は証人に対し、口頭による証言にかえて口述書を提出させることができる。

(要求の取り下げ)

第10条 申請者は、公平委員会が判定を行なうまではいつでも書面をもって要求を取り下げることができる。

(事案の審査の打ち切り)

第11条 要求が公平委員会に係属中、申請者の死亡、所在不明等により事案の審査を継続することが不可能となった場合、または交渉あっせんによる事案の解決、要求の事由の消滅等により事案の審査を継続する必要がなくなった場合には、公平委員会は、その事案の審査を打ち切り、要求を却下することができる。

(判定書の送達)

第 1 2 条 公平委員会は、事案の審査を終了したときは、すみやかに事案の判定書を当事者に送達しなければならない。

(勧告書の送達)

第 1 3 条 公平委員会は、判定に基き任命権者に対して勧告書を送達しなければならない。

(雑則)

第 1 4 条 この規則で定めるもののほか、勤務条件に関する措置の要求に関する必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 46 年 4 月 1 日から適用する。